

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | くらし安全・消費生活課 | 整理番号 | 3-20 |
|---------------------------|--|-------------|------|------|
| 処分の種類 | 訪問購入業務の停止命令等 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 特定商取引に関する法律第58条の13第1項、第68条 特定商取引に関する法律施行令第19条 | | | |
| 処分の概要 | <p>知事は、訪問購入取引において、違法及び不当な行為を行った事業者又は法に規定された指示に従わなかった事業者に対し、二年以内の期間を限り、業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、事業者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。</p> | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】特定商取引に関する法律第58条の5から第58条の11の2、第58条の12、第58条の13</p> <p>(業務の停止等) 第五十八条の十三 主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から第五十八条の十一の二までの規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同項の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、二年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その購入業者が個人である場合にあっては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |